

東海市における土壌・地下水汚染について（続報）

1 調査結果の概要

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の地下水基準超過が確認された汚染井戸から半径約 500m の範囲内にある周辺事業場の調査を行ったところ、砒素及びその化合物については取扱履歴がある事業場が確認されず、ふっ素については取扱履歴がある事業場が確認されたものの、漏洩事故等は確認されませんでした。

また、同範囲内にある井戸を調査しましたが、井戸が無かったため、地下水の水質測定は実施していません。

これらのことから、汚染原因の特定には至りませんでした。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌の掘削除去及び地下水モニタリングを実施する予定です。

県は事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重 1 kg あたり砒素として 1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で 12～46% の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を 1 日 4 mg 以下としています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）